

**第3次匝瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画
第2回協議会 議事録**

日 時：令和6年12月18日(水) 13:30~14:40

場 所：匝瑳市市民ふれあいセンター 2階 視聴覚室

【参加者】

- ・ 協議会委員：12名
- ・ 匝瑳市福祉課：菊間課長、高橋主幹
- ・ 匝瑳市社会福祉協議会：二枝主任主事、熱田主任主事
- ・ (株)ちばぎん総合研究所（以下、CRI）：久山・檀谷

【会議次第】

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
 - (1) 地域福祉計画および地域福祉活動計画の素案について
 - (2) その他
4. 閉会

【議事要旨】

1. 開会
 - ・ 委員過半数以上の出席につき、匝瑳市地域福祉計画協議会規則の規定により会議成立の旨説明。
2. 会長あいさつ
 - ・ 福島会長よりあいさつ。
3. 議題
 - (1) 地域福祉計画および地域福祉活動計画の素案について
 - ・ 素案の訂正箇所について事務局より説明（11ページの（1）総人口と年齢3区分人口の本文中1段目「5年間」、2段目「5年間で」を削除）
 - ・ 素案に基づき、事務局より説明。以下の3点を補足（『国が推奨する「重層的支援体制整備事業」について、その基盤整備について触れていること』『前計画には入っていなかった自殺対策について加えており、自殺防止対策において地域ネットワークの強化について加えたいこと』『成年後見制度利用促進計画と再犯防止推進計画を加え、内包

する形で追加していること』)。

- ・ 昨日（12月17日）の第2回検討委員会で出た以下の意見について説明。
- ・ 45ページの行政の取組の「一般介護予防事業」「在宅医療介護連携推進事業」の担当課から子育て支援推進課を削除。
- ・ 73ページに担当課の記載をしたほうが良いとの意見があった。成年後見制度利用促進計画の取組については高齢者支援課と福祉課が担当する見込み。
- ・ 78ページについても担当課の記載したほうが良いとの意見があった。担当課は関係課で今後調整していく。
- ・ 78ページの「1. 就労・住居の確保等を通じた自立支援」の中で、住まいの支援に関する取組を追加したほうが良いのではという意見があった。

【質疑応答】

- ・ (C委員) 4ページの本文1段目「地域を構成する主体」とは何か。団体なのではないかと思うが。また、本文4段目「福祉団体」は福祉に限定せず、「団体」という表記のほうが良いのではないか。
- ・ → (事務局) 個々の市民も地域を構成する一員として含めるという意味合いで「主体」と表記している。「福祉団体」から「団体」への修正と、「主体」についてももう少し分かりやすい記載方法について検討したい。
- ・ (C委員) 11ページの本文3段目「3~4人」は3人のほうが良いのではないか。
- ・ 12ページの世帯数が国勢調査の数値で平成17年の合併前の数値が含まれている。国勢調査とは違う指標で、最近5年間など最近のデータを示したほうが良いのではないか。
- ・ 41ページの基本方針2の本文中の「区会」とはどういう意味か。
- ・ 43ページの上から4つ目の基本施策の「社会福祉協議会」を「市（地区）社会福祉協議会」にしたほうが実態に即しているのではないか。他のページの同じ箇所についても同様に対応を検討願いたい。
- ・ 44ページの施策の方向性の2つ目にある「区会」とはどういう意味か。また、「市社協」を「市（地区）社協」にしたほうが良いのではないか。
- ・ 65ページについて、なぜ敬愛高校を避難場所に指定しないのか。
- ・ 67ページについて、市社協の取組の中で、社会福祉推進制度がどこにも出ていない。社会福祉推進委員は民生委員よりも多くおり、未来の地区社協の担い手でもある。かなりの戦力になってくるので、どこかに入れるべきではないか。
- ・ 80ページの図表58の白抜きの文字を見やすくしてほしい。限界集落に向かう可能性のある集落がある中で、福祉の担い手の負担が増していくことだろう。行政区の見直しに向けて真剣に考えてほしい。
- ・ → (事務局) 11ページは昨日の検討委員会でも同様の指摘があったため修正する。その他の点についても事務局で確認の上、ご指摘の通り修正対応したい。12ページは世

帯区分が国勢調査でしか把握できなかったため国勢調査の数値を掲載したが、どうい
う形で修正するかは検討する。

- ・ → (会長) グラフの折れ幅 (1 世帯あたりの人員数の減り幅) は平成 27 年→令和 2 年
で 0.3 人減っている。これは平成 22 年→平成 27 年および平成 17 年→平成 22 年の減
り幅を越えている。こういったことを示すためにも、平成 17 年からの 5 年毎の数値を
示すのは個人的には良いと思う。
- ・ (H 委員) 88 ページの用語説明の「保護観察」について、婦人補導院仮退院者は今年 4
月から施設自体が廃止になっていると思うので確認してほしい。
- ・ → (事務局) 確認のうえ修正する。
- ・ (F 委員) 79 ページにおいて、PDCA で計画を評価するとあるが、どれくらいのスパン
で評価を行う方針なのか。
- ・ → (事務局) マンパワー等の関係で、第 2 次計画の評価は計画期間終了間際となってし
まったが、今後は出来る限り短いスパンで行っていききたい。
- ・ (会長) 第 1 回協議会で意見として出た、満期釈放の出所者への対応は素案で反映され
ているのか。
- ・ → (H 委員) 国のほうでも支援策の検討が始まっているというような話も聞いたように
思うので、参考にしても良いのではないか。
- ・ → (会長) 保護司会の堀田委員は実際に携わるなど再犯防止に詳しいため、ご意見を伺
いながら検討を進めてもらいたい。
- ・ → (事務局) 今回の再犯防止推進計画は新たに一から策定するものなので、実際に取組
をどこまで充実できるかが難しいところもあるが、事務局等で検討する中で付け加え
られるところは追加しつつ、調整していききたい。
- ・ (D 委員) 78 ページの「3. 地域での包括的な支援体制の構築」の取組「関係機関・団体
との連携強化」について、この計画における「地域」は「匝瑳市全体」という意味合い
という認識だが、中核地域生活支援センターは銚子・旭・匝瑳の広域で活動しており、
「地域」の枠組みからは少し遠い状況なのかと思う。
- ・ もちろん協力はさせてもらうが、そういった点を踏まえて、「市が委託している相談支
援事業」など記載を工夫していただければと思う。
- ・ また、「1. 就労・住居の確保等を通じた自立支援」で住まい確保に関する取組を記載す
ることはとても良いことだと思うので是非お願いしたい。
- ・ 重層的支援体制整備事業については、計画の中のどこかに独立して記載するのか。
- ・ → (事務局) 独立した記載をするのではなく、施策の方向性や取組の一環として行うと
いう位置づけで、51 ページに記載している。
- ・ → (委員長) 福祉課や高齢者支援課に限らず、匝瑳市として課の垣根を越えて対応が必
要という意味合いもあり、こうした記載がされていると認識している。
- ・ → (菊間課長) 前回計画には全く記載がなかったが、令和 2 年の社会福祉法の改正や市

議会での指摘もあり、制度と制度の狭間に陥ってしまう人を取り残さず対応するために、地域福祉計画としては重層的支援体制の構築について取り上げるべきだろうということで記載した。

- ・ (D 委員) 10 ページの「高齢者福祉」の欄のヒアリング先に海匠ネットワークと記載しているが、海匠ネットワークは高齢者福祉に特化している機関ではないので、記載の方法について工夫してもらえるといい。
- ・ また、子育て支援推進課は現状では存在しないと思うが、来年度に設置されるのか。
- ・ → (菊間課長) 妊娠から子育てまで一体的に対応するよう国の方針があり、現在は福祉課の中にある子育て支援班と健康管理課の母子保健部門を統合する形で、4月から設置することとなっている。あわせて、子育て支援推進課の中に子ども家庭センターも設置する予定。
- ・ → (会長) 子育て支援推進課を設置すると、健康管理課の人員が減ってしまい、コロナのワクチン接種などの有事の際にマンパワーが足りるのか。コロナ禍はかなり苦勞していたようだったので、子育て支援は重要だが、子どもが減っていく中でそこにマンパワーをかけるのは現実と逆行しているようにも感じる。国の方針といっても都市部と匝瑳市では状況が違うため、匝瑳市の地域性を反映した計画にすべきではとも個人的には思う。現時点で、子育て支援推進課の設置は決定しているのか。
- ・ → (菊間課長) 行政組織条例の改正が9月議会で議決されているので、決定事項である。執務場所はふれあいセンターになる予定。
- ・ (C 委員) 18 ページについて、精神障害者保健福祉手帳の保持者の数値を載せているが、実際に精神障害を持っている人はもっと多いのではないか。近所などで精神障害があると思われる人がいたりする場合の相談窓口はどうなっているのか。
- ・ → (菊間課長) 実際に精神障害を持っている人はもっと多いかと思うが、しかるべき人が手帳を所持できるようアウトリーチ支援を行っていく必要がある。
- ・ → (C 委員) 精神障害者による犯罪行為を受けている人の相談窓口を開設すべきではないか。または第3次計画に盛り込むべきではないか。
- ・ → (G 委員) 地区での悩みの種なので、C委員の意見はよく理解できる。不法投棄等の犯罪行為は警察に対応してもらえないのではと思うが、罪状がないとなかなか警察も動きづらいという事情もある。
- ・ → (事務局) 九十九里ホームに委託している基幹相談支援センターを開設しており、第3次計画の取組の中でもその部分には触れている。
- ・ → (会長) そういった人をどのように医療に結び付けさせるかが重要になる。そうしたことも理解した上での計画だということで認識して頂けるといい。
- ・ (D 委員) 重層的支援体制整備事業の基盤整備については、精神障害の相談を含め、身近な悩みも投げ込めるような形の事業にしてもらえると有難い。敷居が高いものでなく、誰でも問題を持ち寄れるような体制ができるといい。

- ・ → (会長) 精神障害は明確にわかりづらい。第3次計画の中で、相談窓口の周知を活かすことができれば望ましい。
- ・ (G委員) 地域福祉計画は住民主体であるべき。地域社会が減退し、福祉の担い手も減っている。地域を再構築する必要がある、そこで地区社協をどれだけ強化するかが重要。福祉に関する困り事に対して1人で対応するのではなく、地域全体で対応すべき。周りが傍観しているのは地域社会が崩壊している証左だ。そうならないために、地区社協が中心となって地域が連携することが重要になる。
- ・ → (会長) 地区社協の役割をもう少しアピールするなども、素案について検討してほしい。
- ・ (J委員) 成年後見制度について、成年後見人がついていながらも身元保証人にならないという理由で、入院時などに施設入所を断られることもある。そこに関しては柔軟性を求めたい。
- ・ 匝瑳市で成年後見人を受任できる弁護士・司法書士・社会福祉士など専門職後見人の人材が非常に乏しく、数名しかいないと認識している。家庭裁判所に申し立てられてもすぐに成年後見人が選任されるとも限らない。今後は専門職以外の法人後見や市民後見人等の活躍に期待したいが、養成研修を企画して参加者を募集しても集まらない状況で、昨年度は開催できなかった。計画にも記載されているが、市民後見人養成講座への参加募集や周知の協力等を求めている。
- ・ 障害のある児童が利用できる放課後等デイサービスはどこも定員が埋まっており安定的な利用が難しい。新規事業所の参入や定員の拡大といったサービスの充実を求めたい。
- ・ (会長) 本日出された意見への対応は会長と事務局に一任させていただきたいが、でよろしいか。
- ・ → 全員異議なし。

(2) その他

- ・ 今後のスケジュールについては、昨日の検討委員会の意見も踏まえて素案を修正し、年明けにパブリックコメントを実施する。その後、協議会には書面で諮る予定。

4. 閉会

- ・ 事務局より、第2回協議会終了の挨拶を受け閉会。

以 上